岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業
に係る調査及び発注支援業務
指名型プロポーザル実施要領

令和８年 11 月

岡山県西部環境整備施設組合

１　趣旨

岡山県西部環境整備施設組合（以下，「本組合」という。）が，今後発注する旧里庄清掃工場解体撤去工事は，限られた期間に遅滞なく実施する必要があり，そのため，岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業に係る調査及び発注支援業務（以下，「本業務」という。）は，価格のみによる競争では目的を達成することができないため，専門的な知識，経験及び同種業務実績を有する業者を指名し，実績及び技術提案等に関する最終選考の上，受託候補者を選定するものである。

受託者には，廃棄物関係のプラント設備だけでなく，土木，建築，解体，土壌汚染，有害物質の除染等の総合的な技術と知識が要求されるため，「指名型プロポーザル方式」により，参加申込書を提出した者のうち，企画提案書の提案内容を評価し，受託候補者を特定するものである。

２　指名型プロポーザルに付する事項

（１）業務名

岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業に係る
調査及び発注支援業務

（２）委託場所

岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場
岡山県浅口郡里庄町新庄 3655

（３）履行期間

契約日から令和 11 年（2029 年） 9 月 28 日まで

（４）業務内容

別添仕様書のとおり

（５）委託料

本業務の委託料の上限額は，46,880,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

ただし，この金額は，契約時の予定価格を示すものではなく，提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また，土壌汚染対策法に係る地歴調査並びに表層土壌調査等の結果により，新たに追加調査が発生する場合においては，本組合との協議に基づき変更契約で対応する。

（６）支払い条件

令和８年度の部分払いは行わないものとする。

令和９年度以降，年度毎の部分払いとし，支払いは成果物の検収をもって行うものとする。

３　受託者選定の日程

「(別紙１）岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業に係る調査及び発注支援業務受託者選定の日程表」（以下「日程表」という）のとおりとする。

４　技術提案に対しての参考資料の閲覧及び貸出し

参加希望者は，岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場の図面等の閲覧を受けることができる。

閲覧できる場所，期限及び時間は次のとおり。

（１）　場所　：　笠岡市平成町 100 番地（岡山県西部環境整備施設組合）

（２）　期限　：　日程表の「技術提案書の提出期限」まで

（３）　時間　：　８時 45 分～12 時 00 分，13 時 00 分～16 時 30 分
ただし，土曜日，日曜日及び祝日を除く
なお，閲覧する者は前日までに岡山県西部環境整備施設組合の職員に，その旨の申出を行うこと。

５　参加申込

参加希望者は「(様式１）参加申込書兼誓約書」を，日程表の「参加申込書兼誓約書の提出期限」までに，次の連絡先まで持参又は郵送にて提出する。持参の場合は，土曜日，日曜日及び祝日を除く８時 45 分から 16 時 30 分までとし，郵送の場合は書留郵便で，参加申込書兼誓約書の提出期限までに必着とする。

なお，提出部数は１部とする。

連絡先（以下「連絡先」という。）

岡山県西部環境整備施設組合
〒714-0054
笠岡市平成町 100 番地
電話：0865-66-2608
担当：伊藤
E-mail：seibukankyou@city.kasaoka.lg.jp

注）E-mail の送受信容量は 10MB 未満であること。

６　質問の受付方法及び回答方法

本要領（参加資格に関することを除く）及び仕様書に関する質問がある場合は，日程表の「質問書の提出期限」までに「(様式６）質問書」の Microsoft Excel の電子データを E-mail で提出し，E-mail 送信後に，岡山県西部環境整

備施設組合の担当に電話にてその旨を連絡すること。
質問書には，担当者の連絡先（会社名，氏名，電話番号，E-Mail）を記載すること。
　質問の回答は「(様式１）参加申込書兼誓約書」を提出した者に対して，日程表の「質問の回答期限」までに質問がない場合も含めて E-Mail で通知する。
　万一，参加申込書兼誓約書を提出した者で，質問の回答期限までに通知がない場合は，連絡先へ問い合わせること。
　なお，回答内容に対する異議は認めないものとする。

７　参加資格

　指名型プロポーザルの参加資格は，日程表の「参加申込書兼誓約書の提出期限」の日におい て以下の要件を全て満たすものとする。
　なお，プロポーザル参加者が，契約締結までの間に以下の参加要件を一つでも満たさなくなった場合は，その時点で失格とする。

（１）組合市町（笠岡市，浅口市，里庄町）のいずれかで，令和８年度の「測量，建設コンサルタント業務等契約指名競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。
（２）中国地方整備局管内に本社，本店，契約権限を有する支店，または営業所を有する者で，所在地の府県税を完納している者であること。
（３）参加申込書の提出日から契約締結の日までの期間において，組合市町（笠岡市，浅口市，里庄町）において入札参加指名停止を受けていない者であること。
（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当していない者であること。
（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって，更生計画の認可が決定し，又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で，適正な競争を妨げる恐れがないと認められる者。
（７）建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）の規

定による「廃棄物部門」及び「建設環境部門」の両方に登録があること。

（８）土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）に基づく都道府県知事又は環境大臣の登録を受ける「指定調査機関」であること。

（９）次の技術者をそれぞれ配置できること（募集要項の公表日現在において３か月以上の雇用関係にある者に限る。）。なお，管理技術者は，照査技術者を兼ねることはできないものとする。
ただし，管理技術者が主任技術者を兼ねることは可とする。

(10) 平成 23 年度以降に，地方公共団体（昭和 22 年法律第 67 号「地方自治法」による地方公共団体の一部事務組合を含む。）が発注した「ごみ焼却施設の解体工事に係る土壌汚染対策法に係る調査業務」，「ごみ焼却施設解体工事に係る汚染物等事前調査業務」及び「ごみ焼却施設解体工事に係る発注支援業務」のそれぞれについて，元請けとして受注し，令和８年３月末までに完了した実績を有する者であること。

(11) 管理技術者は，技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）に基づく技術士登録の技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環）又は，総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を取得後５年以上の実務経験を有し，かつ，管理技術者，照査技術者及び担当技術者のいずれかの立場で，(10) に示すいずれかの業務実績を有すること。
なお，管理技術者は，主たる会議（打ち合わせのほか，各種委員会，住民説明会等を含む。）に出席し，契約の履行に関し，業務の管理及び統括を行うものとする。

(12) 照査技術者は，技術士法に基づく技術士登録の技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環）又は，総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を取得後５年以上の実務経験を有し，かつ，管理技術者，照査技術者及び担当技術者のいずれかの立場で，(10) に示すいずれかの業務実績を有すること。

(13) 主任技術者は，(10) に示す業務において，廃棄物処理施設の解体工事に係る技術的知識と十分な経験を持つ者を配置すること。
なお，主任技術者は，管理技術者の下で分担業務における担当技術者を統括する役割を担うものとし，各業務分野の主任技術者は同一人物が兼ねることはできないものとする。ただし，管理技術者は主任技術者を兼ねることができる。
また，土壌汚染対策法に係る調査業務においては，土壌汚染対策法に基づく技術管理者を配置することとし，アスベスト調査業務においては，労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び石綿障害予防規則

（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づく工作物石綿事前調査者講習を修了した者（工作物石綿事前調査者）を配置すること。

(14) 本業務の実施においては，主たる業務の再委託及び共同企業体による遂行は認めない。ただし，従たる業務の再委託は認める。

８　技術提案書の作成要領

技術提案書の様式は指定しないが，Ａ４判製本（フラットファイル綴）とし，正本の表紙にのみ（様式８）技術提案書に「岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業に係る調査及び発注支援業務委託についての技術提案書」 及び「事業者名」を記載したうえ，組合市町（笠岡市，浅口市，里庄町）のいずれかに登録した印を押印すること。副本には，「事業者名」は記載しないこと。

技術提案書には，次の内容を記すものとし，そのうち「業務計画」及び「業務に係る提案」についてはＡ４サイズで合計 10 頁以内とすること。Ａ３サイズの場合は，Ａ４サイズ２頁とみなす。

なお，技術提案書の頁数が採点に影響することはない。

（１）事業者概要について，「(様式２）事業者概要書」に以下の内容を記載する。

本社所在地，本業務を所管する事業所名及び所在地，資本金，建設コンサルタント登録状況，登録部門，保有する技術者数，年間完成高（直近の決算による），その他の項目等。

（２）以下の業務について，平成 23 年４月１日以降に元請けとして受託し，完了した業務を「(様式３）参加者実績調書」に記載する。

ただし，完了した業務が５件以上ある場合は５件記載する。

① 地方公共団体が発注したごみ焼却施設の解体工事に係る土壌汚染対策法に係る調査業務及びそれと同等とみなされる業務。

② 地方公共団体が発注したごみ焼却施設解体工事に係る汚染物等事前調査業務及びそれと同等とみなされる業務。

③ 地方公共団体が発注したごみ焼却施設解体工事に係る発注支援業務及びそれと同等とみなされる業務。

（３）業務の実施体制

本業務についての管理技術者，照査技術者及びその他必要な専門の主任技術者等の情報を「(様式４）業務実施体制調書」「(様式５）配置予定者の同種業務の実績調書」に記載する。

（４）業務計画

本業務に関する業務計画を記載する。

（５）業務に係る提案

別紙仕様書を基本とし，以下の内容について，分かりやすい提案を行う。

① 業務全般の実施方針，実施手法のほか，課題抽出とその対応案。

② 本解体撤去工事の事業者選定に係る「解体撤去工事の発注関係書類等の作成」に対し，実績やノウハウを活かした提案及び事業者からより良い提案や工期短縮を引き出す方法・工夫の提案。

（６）業務に係る必要経費

業務項目ごとに内訳を記載する。

9　技術提案書の提出

（１）技術提案書は日程表の「技術提案書の提出期限」までに，持参又は郵送にて提出する。

持参の場合は，土曜日，日曜日及び祝日を除く８時 45 分から 16 時 30 分までとし，郵送の場合は書留郵便で，技術提案書の提出期限までに必着とする。

（２）提出する技術提案書は１者１案とする。

（３）提出部数は 7 部（正本１部，副本 6 部）とする。

10　技術提案ヒアリングの実施

（１）原則として技術提案書提出者に技術提案ヒアリングを実施する。

（２）技術提案ヒアリングの実施日時，場所，実施方法等は別途通知する。

（３）技術提案ヒアリングの時間は，１参加者あたり 10 分間程度の質疑応答を含め 40 分間程度とする。

なお，出席者は管理技術者を含み３名以内とし，原則として説明及び回答は 管理技術者が行うものとする。

11　評価方法及び受託候補者特定

（１）評価基準

「(別紙２）岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業に係る調査及び発注支援業務委託に係る受託者選定の評価基準表」のとおり。

（２）評価は岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業に係る公募及び指名型プロポーザル選定委員会（以下「評価委員会」という）にて行う。

（３）評価委員会の評価により受託候補者を特定し，受託候補者と業務委託

の仕様書等について協議を行ったうえで，本業務の見積りを徴集し，技術提案書における必要経費の額の範囲内で業務委託契約を締結する。

ただし，業務委託契約に関して合意に至らなかった場合は，次点の参加者を受託候補者に特定し，上記と同様の手続を経たうえで，業務委託契約を締結する。

（４）結果は，岡山県西部環境整備施設組合のホームページへの掲載により公表する。参加者は，評価内容に関する問合せをすることはできない。

12　無効（失格）となる技術提案

（１）参加申込書が本要項に定めた提出方法，提出先，期限に適合しない場合

（２）技術提案書が本要項に定めた提出方法，提出先，期限に適合しない場合

（３）技術提案の内容に虚偽がある場合

（４）参加申込者が理由なく技術提案ヒアリングに出席しない場合

（５）評価委員会において，本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

13　その他

（１）技術提案書等の作成，技術提案ヒアリングへの出席など，必要な経費はすべて参加者の負担とする。

（２）技術提案書等は，原則として返却しない。

（３）提出された技術提案書等は，受託者を選定する目的以外には使用しない。

（４）技術提案書の差替え及び再提出は原則，認めない。

（５）原則として，技術提案書提出後における管理技術者等の変更を認めない。

（６）現時点での「岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体撤去工事」の発注から契約までのスケジュールは，以下のように予定している。

・入札公告　　令和 10 年 11 月
・技術資料受付　　令和 11 年　２月
・落札者決定，公表　　令和 11 年　５月
・仮契約の締結　　令和 11 年　６月

・契約議案の提出　　令和 11 年　7 月

14　添付ファイル

（１）岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業に係る調査及び発注支援業務仕様書

（２）（別紙１）岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業に係る調査及び発注支援業務受託者選定の日程表

（３）（別紙２）岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業に係る調査及び発注支援業務委託に係る受託者選定の評価基準表

（４）（様式１）参加申込書兼誓約書

（５）（様式２）事業者概要書

（６）（様式３）参加者実績調書

（７）（様式４）業務実施体制調書

（８）（様式５）配置予定者の同種業務の実績調書

（９）（様式６）質問書

(10)（様式７）委任状

(11)（様式８）技術提案書